

産業廃棄物処分業許可申請書

令和元年6月20日

大阪市長 殿



(申請者) (〒559 - 0026)

住所
氏名

大阪市住之江区平林北2丁目8番23号

[法人にあつては、名称] 阪南産業株式会社
及び代表者の氏名 代表取締役 高好章二

電話番号

06 - 6685 - 7196

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理 1、木くず 以上 1種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 大阪市住之江区平林北2丁目8番23号 電話番号 06-6685-7196
	事業場 同上 電話番号 同上
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	施設の種類の種類①破砕施設②破砕施設③破砕施設 設置場所①②大阪市住之江区平林北2丁目8番23号③大阪市住之江区平林北2丁目9番134号 設置年月日①②昭和59年9月4日③62年11月17日 処理能力①132t（シュレッター）②79t（チッパー）③160t 許可年月日①②③平成13年2月1日 許可番号①335号②336号③337号
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙14のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※ 事務処理欄	